

## 令和 4 年度事業計画

当連合会は、公益社団法人として、労働基準法等関係法令を普及し適正な労働条件の確保等のために必要な事業を展開することにより、我が国の労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与するために活動する。

特に、令和 4 年度においては、公益目的事業として、当連合会の正会員である都道府県労働基準協会連合会等（以下「正会員協会」）と密接に連携しながら、企業・団体等が労働時間をはじめ労務管理や安全衛生管理等を適正化するなど自主的に就業環境を整備するのを支援する一方、当連合会の運営基盤を安定させるとともに、公益目的活動を充実するために必要な収益事業活動を展開することとする。

なお、委託事業の競争入札方式に、応札価格が大きく影響する総合評価落札方式が導入され定着しつつあるとともに、低価格審査が事実上機能していないこと、女性活躍等アドバンス得点制度が運用されていることなどから、新たに導入された賃上げ表明加点方式によっても委託事業を安定的に受託することが極めて困難になっており、また、コロナ対応が長引く中、改善の兆しが見え始めたものの外国人技能実習制度関係者養成講習の受講者数を従前の水準に回復するには相応の期間と努力が必要と見込まれている。

このため、これらの事業の運営に当たっては、「公益的な事業を安定的に受託する」ため上位のアドバンス得点の獲得に向けて就業環境を整備するとともに、「公益的な色彩の強い収益事業を強力に進める」ため外国人技能実習制度関係者養成講習の受講者確保による収益の改善に最大限の努力を注ぐ一方、経費は極力削減することにより、経営環境を改善することとする。

### I 公益目的事業

#### 1 公益目的事業 1（教育・研修事業）

労働基準法等関係法令の普及、労務管理・安全衛生管理の知識の習得、能力向上を支援するためのセミナー、講習会等を開催条件の整う正会員協会との共催方式（個別労働紛争解決研修（基礎・応用）を除く。）により開催する。

##### 1) 労務管理セミナー

企業等が抱える人事労務管理上の諸課題を幅広く取り上げ、その要点と対応策等について分かり易く解説するセミナーを開催する。

##### 2) 衛生管理者免許試験受験準備講習会

衛生管理者免許の取得を支援するため、当連合会が発行する過去問を中心とした専用テキスト(第一種衛生管理者合格水準問題集・第二種同)を「メインテキストとする速習型講習会」又は「サブテキストとする錬成型講習会」を開催する。

### 3) 「働くときのA・B・C」セミナー

新入社員・就職内定者・求職者支援訓練受講者などを対象とするセミナーテキスト「働くときのABC～働く前にこれだけは知っておきたいマナー・ルール・法律(改訂増補2版)」をメンテナンスするとともに、同書をテキストとするセミナーを、大学等のニーズに応じて開催する。

### 4) 個別労働紛争解決研修(基礎・応用研修等)

「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業」(受託事業)として、企業内での個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生した紛争を早期に自主的にかつ円滑に解決する人材を育成するための有料の研修(基礎研修13回、応用研修10回)を、オンデマンド配信による事前学習に加えライブ配信または対面方式により開催する。

### 5) 外国人技能実習制度関係者養成講習

本事業は、過去3年以内に監理責任者等講習・技能実習責任者講習を受講していることが技能実習生の受け入れ要件とされていることから、令和4年度は、以下を目標に事業を展開する。

(1) 全支部で3講習(技能実習責任者講習・技能実習指導員講習・生活指導員講習)を、各1回以上、開講する。

なお、監理責任者等講習のブロックとしての開講範囲は、当面、その受講者数の回復を見通せるようになるまでの間、近畿ブロックのみとする。

(2) 地域的な需要の偏在等を勘案の上、必要に応じ追加して開講する。

(3) 3年サイクルを考慮した講習日程を設定する。

(4) 更新講習者向けオンライン講習を実施する

(5) 監理団体等に講習開催を積極的に働きかける。

(6) 等質で高水準の講師の確保・育成に努めるとともに、テキストを改訂する。

### 6) 新任人事・労務・安全衛生担当者研修(仮称)

新任の人事労務・安全衛生管理担当者を対象とした基礎的かつ幅広い内容(労基・安衛・均等・育介・労働保険・社会保険・年金・税務など)の研修を自主事業として開催すべく、専用の研修テキストの開発を準備するほか、研修等の実施体制を整え、県協会や地区労働基準協会に開催を依頼するなど研修の開講に必要な環境を整えられるよう準備する。

## 7) 派遣元責任者講習実施機関としての指定に向けた条件整備

派遣元事業主は過去 3 年以内に派遣元責任者講習を受けた者を派遣元責任者として選任しなければならないとされていることから、その需要が多いと考えられる大都市圏を中心に、自主事業として、当該派遣元責任者講習を実施できる条件を整備し、将来、厚生労働省職業安定局長から派遣元責任者講習実施機関として指定されるための準備を進める。

## 2 公益目的事業2 (情報提供事業)

労働基準法等労働関係法令を普及するとともに、個別労働紛争の発生を防ぐため、不特定かつ多数の者に、人事労務管理や安全衛生管理に有益な各種情報を提供する事業として次のとおり実施する。

### 1) 労働基準関係判例情報の提供

企業等の適正な人事労務管理に資するために、これまで集積してきた労働基準法関係判例(昭和 23~令和 2 年分の 7,436 件収録済)に追加収録するほか、閲覧者の利便性を高めるため、体系項目・ID 番号による検索に加え全基連ホームページ判例サイト内検索からも検索できることを周知する。

### 2) メールマガジンの発行と希望者への配信

労働法や関係政省令の改正、審議会報告等労働行政の動き、労働基準監督署による送検事例(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等違反被疑事件)ほか人事労務・安全衛生管理に役立つ情報を、メールマガジンとして不特定かつ多数の者に、月 2 回(15 日・月末メド)、無料で提供する。

なお、当連合会のホームページにメールマガジンの配信希望者を募集するお知らせを、引き続き掲載するとともにサンプルを表示する。

## 3 公益目的事業3 (国等からの直接または間接受託事業)

不特定多数の者を対象に、勤労者福祉の向上を目的とする事業を国等から受託し、正会員協会の理解と協力を得ながら、次のとおり実施する。

1) 令和4年度過重労働解消のためのセミナー及び過重労働解消キャンペーンに関する広報事業（直接受託）

長時間労働の削減や過重労働防止対策の強化が喫緊の課題となっていることから、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するための過重労働解消のためのセミナーをオンラインも含め49回開催するとともに、11月の「過労死等防止啓発月間」中に実施する過重労働解消キャンペーンについて広報する。

2) 個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業（直接受託）

前記1の4)の事業の一部として、労働組合員や人事労務担当者等が労働法制や判例等に関する基本的な知識を修得するためのセミナー（「労働判例・政策セミナー」）を、対面及びライブ配信に加えオンデマンド配信により、2回開催する。

3) 労働者派遣事業者の適正化推進事業（直接受託）

労働者派遣事業者の適正化を進めるため、全国の労働者派遣元事業所（約4万5千所）に、労務管理の実情等の自主的な点検を促すとともに、電話・メールによる相談支援、求めに応じて個別訪問等によるコンサルティングを実施し、事業の自主的な適正化を支援するほか、オンラインセミナーを6回開催する。

4) インターネット監視事業のコンサルティング（間接受託）

Web運用に長けた民間事業者が受託した「インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業」の一部として、インターネット上の書き込み等から長時間労働、過重労働など問題のある事業場情報をクローラー検索により抽出、絞り込んだ後にその真偽を見極めるとともに、関係情報を精査して該当事業場を特定し委託元へ提供する業務を円滑かつ効果的に進めるために、必要な事柄をコンサルティングする。

5) 労働条件ポータルサイト事業のコンテンツ制作編集（間接受託）

Web運用に長けた民間事業者が受託した「労働条件ポータルサイト『確かめよう 労働条件』の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」の一環として、サイト内コンテンツの総点検・改修等を委員会で検討し、内容を整理・充実する。

#### 6) 受動喫煙防止対策セミナー事業（間接受託）

「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を国から受託した団体から、その事業の一部を昨年度に引き続き受託し、受動喫煙防止対策セミナーとして全国で計40回を目標に開催する。

#### 7) 外国人労働者安全衛生管理支援事業（間接受託）

「外国人労働者安全管理支援事業（外国人在留支援センター）」を国から受託した団体から、その事業の一部である利用勧奨広報業務を昨年度に引き続き受託し、全国的に展開する。

#### 8) 労働問題に関する調査研究の実施（民間団体からの直接受託）

種々の労働問題を調査研究する民間団体から受託する課題について、昨年度に引続き、研究会を開催して調査研究し、報告書を作成する。

#### 9) その他の受託事業（国等からの直接あるいは間接受託）

今後、厚生労働省が公告した事業へ応札するか否か、あるいは他団体から落札した事業の一部を業務委託したい旨の申し入れに応じるか否かは、当連合会の設立目的・趣旨に照らし、本部・支部の事務処理能力等を総合的に勘案して決する。

### II 収益事業

就業環境の整備、人事労務管理の改善に向けた企業の自主的な取組みを支援するため、また、当連合会の財務基盤を安定させるため、各種実務図書及び定期刊行物の出版・頒布に努める。

#### 1) 広報・出版事業

各種セミナー及び研修用のテキストを含め実務解説図書・啓発用図書・窓口配布用解説パンフレット等は、社会的な関心の高まりなどそのニーズに応じて、労働基準関係分野に限定することなく、制作し発行する。

なお、既刊図書は、ニーズの強弱などを勘案しつつ、法改正などに対応させる必要性が高いものから、順次、改訂する。

また、中央労働時報等の定期刊行物は引き続き編集・発行する。

### III 共益目的事業

相互扶助等の観点から正会員協会を対象に、次の事業を引き続き実施する。

### 1) 共済貸付事業

正会員協会の各種事業の円滑な推進に必要な資金を融通する事業は、当連合会の資金運用上可能な範囲内で引き続き実施する。

### 2) 共済損害補填事業

本事業に加入した正会員協会の事務所等が天災や火災、盗難等により被った損害の一部を金銭的に補填する事業は、引き続き運営する。

### 3) 正会員協会への情報提供事業

正会員協会の各種事業活動を円滑に推進するため、正会員専用ページ、メールマガジンを用いるなどにより、次の情報を提供する。

- (1) 各正会員協会の総会関係資料
- (2) 各正会員協会の動向に関する情報
- (3) 労働局単位で発注される事業に関する情報
- (4) 労働行政等の動向など

## IV その他

### 1) 賛助会員の入会勧奨

正会員協会のご支援、ご協力の下、新規賛助会員の入会勧奨及び既賛助会員の退会防止に努めるとともに、賛助会員サービスの向上に努める。

### 2) 経理関係事務指導の実施

支部事務局長全国会議のほか種々の機会を捉えて、区分経理の徹底等適正な経理処理のための事務指導に努める。

## V 会議等

以上の事業を円滑に運営するため、各種会議を、別紙のとおり開催する。  
なお、会議は、コロナ対策や「経費の節減」「効率性」の観点から可能な限りオンライン開催とする。